

【重要】マイナ保険証 利用登録のお願い

昨年（2024 年）12 月 2 日以降、保険証の新規交付が廃止となり、**本年（2025 年）12 月 2 日以降は現行のカード型保険証が一斉に使用不可となり、マイナ保険証の利用が原則**となります。

マイナ保険証登録状況の確認、マイナ保険証の登録方法をお知らせしますので、マイナ保険証未登録の方は早急に登録手続きを進めてください。（マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには事前の登録手続きが必要です。）

また、扶養のご家族にも同様の手続きをお願いしたく、当案内を必ず共有いただきますようよろしくお願いいたします。

1. マイナ保険証の登録状況を確認する

既に登録されているかどうか不明な場合、マイナポータルよりマイナ保険証の登録状況が確認できます。

STEP1

必要なものを準備する

- ・ 申込者本人のマイナンバーカード
- ・ 「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



Android

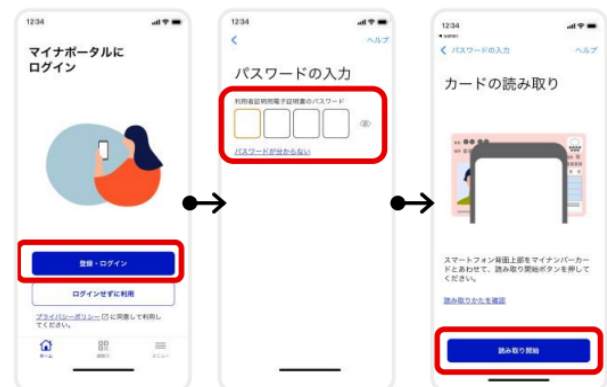


二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2

マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・ 4桁の暗証番号の入力
- ・ マイナンバーカードの読み取り



STEP3

健康保険証利用登録状況の確認

「証明書」で「健康保険証」を選択する



登録済



未登録



◆ **登録済**と表記された方は手続き不要です。引き続きマイナ保険証をご利用ください。

◆ **未登録**と表記された方は次項「2. マイナンバーカードをマイナ保険証として登録する」を参照のうえ、マイナ保険証の登録手続きをしてください。

2. マイナンバーカードをマイナ保険証として登録する

未登録の方がマイナンバーカードをマイナ保険証として利用するには事前の登録手続きが必要となります。

以下いずれかの方法で登録手続きを進めてください。

(1) マイナポータルにログインして登録（スマホで登録）

STEP1

必要なものを準備する

- ・申込者本人のマイナンバーカード
- ・「マイナポータルアプリ」のインストール



iOS



Android

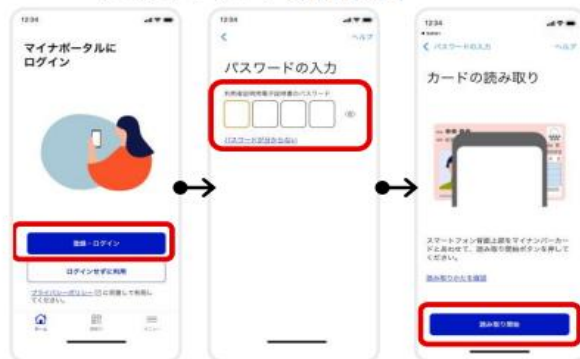


二次元バーコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してください。

STEP2

マイナポータルアプリを起動しログイン

- ・4桁の暗証番号の入力
- ・マイナンバーカードの読み取り



STEP3

健康保険証の利用登録

- ・画面の通り遷移し、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す



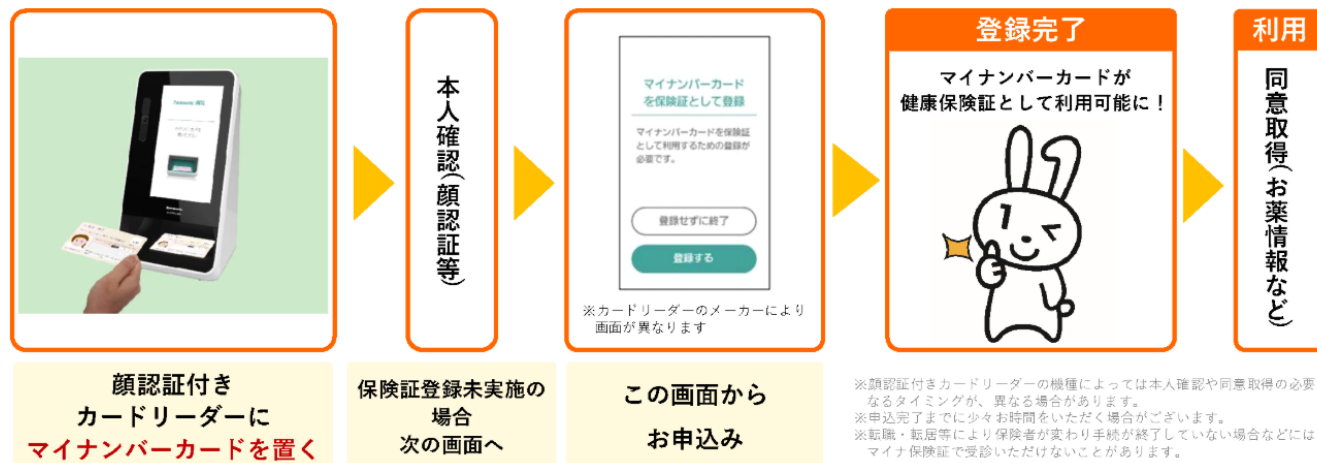
完了！

- ・健康保険証としてご利用いただけます



(2) 医療機関・薬局の受付で登録

マイナポータルによる登録が難しい方でも、マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで利用登録が完了し、実際に利用可能となります。



(3) セブン銀行 ATM にて登録

お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリに対応していない方等でも、セブン銀行 ATM で登録できます。
詳細は以下リンク先をご参照ください。

[セブン銀行-マイナンバーカードでの手続き-健康保険証利用の申込み-セブン銀行](#)

3. マイナンバーカード 電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書の有効期間は **5 年**となります。

電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証、e-Tax 等の電子申請、証明書のコンビニ交付など、様々なサービスが利用できなくなりますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

【電子証明書の有効期限 確認方法】

マイナンバーカード券面（左下図赤枠内）またはマイナポータルでも確認できます。



【電子証明書の更新方法】

有効期限の 2～3 ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。期限までに更新手続きをしてください。
通知が来ていなくても有効期限の 3 カ月前から更新ができます。

＊詳細は以下リンク先をご参照ください

- ・ [マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください-厚生労働省](#)
 - ・ [電子証明書の更新手続き-総務省・J-LIS](#)
- (ご参考 : [マイナンバーカードの更新手続-総務省・J-LIS](#))

4. 国外転出予定および国外転出中の方へお願い

2024 年 5 月 27 日より、日本国籍の方は、国外転出する場合でもマイナンバーカードを継続利用できるようになりました。

継続利用の申し出をしないと国外転出予定日にマイナンバーカードが失効することになりますので、**国外転出前に下記によるマイナ保険証の登録および継続利用の申請**をお願いします。

また、国外転出中の方でマイナンバーカードを失効されている場合も、**2025 年 12 月 2 日まで**に下記による**国外転出者用マイナンバーカードの取得**をご検討ください。

国外転出予定の方

【マイナ保険証の登録】

「2. マイナンバーカードをマイナ保険証として登録する」をご参照のうえ、国外転出前にマイナ保険証の登録手続きを完了してください。

【国外転出者向けマイナンバーカード継続利用申請方法】

現在のマイナンバーカードを国外転出後も継続して利用する場合は、以下手続きが必要となります。

- ① 国外転出届出時に、マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書を提出する
- ② 市区町村が券面に「国外転出 ○年×月△日」と追記し、IC チップ内の住所の記録を変更する処理を行う
- ③ 市区町村が国外転出者向けの電子証明書を発行する
- ④ 返却された国外転出者向けマイナンバーカードは国外転出後も利用可能となる

※以上の手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効しますので、ご注意ください。

国外転出中の方

マイナンバーカードを失効されている方が再度マイナンバーカードを取得する場合は、申請が必要となります。

申請方法等は以下リンク先をご参照ください。

⇒ [国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付）－マイナンバーカード総合サイト](#)

5. 資格確認書について

資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方・マイナ保険証の登録をされていない方等が、保険診療で医療機関を受診できるよう**当面の間交付**されるものです。

対象者には健保組合より**自動で交付**しますので、原則、**ご本人の申請は不要**です。

保険証が廃止となる 2025 年 12 月 2 日よりご利用いただけるよう現在スケジュール調整をしておりますので、詳細に関しては改めてご案内いたします。

なお、「資格確認書」は**ハガキサイズの紙**での提供となり、**有効期限が設定**されます。また、有効期限経過後は申請による交付を予定しており、より手続きが複雑化すること想定されますので、現行の保険証が有効な間に「**マイナ保険証**」の**利用登録を積極的に進めて**いただきますよう、お願いいたします。

※現行の保険証は、マイナ保険証を利用されている場合でも 2025 年 12 月 1 日までは保管をお願いいたします。2025 年 12 月 2 日以降はすべての健康保険証が使用不可となるため、現行の保険証を健保に返却いただく必要はございませんが、それ以前に資格を喪失した場合は、健康保険証の返却が必要になります。

6. 問い合わせ先

三井物産健康保険組合 適用課

担 当：大場、築田（やなた）

T E L：03-3285-2938／2934

MAIL：#tekiyoKENPO <tekiyoKENPO@mitsui.com>